

「民法(債権関係)の改正による自治体業務に対する影響について」作成の趣旨について

令和元年 11 月

全国町村会総務部法務支援室

民法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 44 号)により民法(明治 29 年法律第 89 号)が改正され、令和 2 年 4 月 1 日に施行されます。

民法のうち債権関係の規定(契約等)は、明治 29 年に民法が制定された後、約 120 年間ほとんど改正がされていませんでした。今回の改正は、取引社会を支える最も基本的な法的基礎である契約に関する規定を中心に、社会・経済の変化への対応を図るための見直しを行うとともに、民法を国民一般に分かりやすいものとする観点から実務で通用している基本的なルールを適切に明文化することを目的としたものとされています。

町村もまた、取引社会における一員に他ならず、今回の民法改正と無縁ではありません。しかし、今回の改正に係る事項は極めて多岐にわたる上、地方公共団体向けに作成された民法改正に関する資料は多くはないことから、今回の民法改正が町村業務へどのような影響を与えるのかを把握することが困難な状況にあります。

そのため、当室において、今回の改正のうち町村の業務に大きく影響を及ぼすと考えられる事項に関し、町村においてどのような対応が必要になるのかを検討した資料を作成いたしました。

今回の民法改正への対応は大きく次の 5 点に分けることができます。

- (1) 消滅時効を中心に債権管理方法の見直し
- (2) 保証契約締結時の注意事項(個人根保証契約について極度額の設定)と保証契約締結後の注意事項(保証契約全般に関する情報提供義務)の確認
- (3) 解除、損害賠償及び担保責任等について、各種契約約款の見直し
- (4) 賃貸物件に修繕が必要な場合や一部滅失等が生じたときの対応の確認
- (5) (定型約款を有する場合には)定型取引に係る契約締結手続の確認

本資料では、各改正の概要を説明した上で、各項目の末尾に「自治体に求められる対応」という項目を設け、関係通知等(※)を踏まえて具体的に町村にどのような対応が必要になるのかを説明しています。

その中で、主に売買契約や請負契約に関して契約約款（契約書の書式）の改訂が必要となることから、改訂の一例及びチェックすべき項目についても取り上げています。

また、民法改正に関して、これまで当室に寄せられた質問をQ&A形式で一部掲載しています。

※ 平成 30 年 3 月 30 日付国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知「公営住宅への入居に際しての取扱いについて」（国住備第 503 号）

令和元年 8 月 19 日付厚生労働省医薬・生活衛生局水道課事務連絡「民法の一部を改正する法律の施行について（情報提供）」

【お問い合わせ先】

東京都千代田区永田町 1-11-32 全国町村会館 西館 3 階

全国町村会総務部法務支援室

室長 弁護士 西ヶ谷 尚人

電話：03-3595-2002 F A X：03-3593-8160